

令和2年10月12日
河川部 河川管理課

へぐらじま わじまし ていちようせん ほぜん
舢倉島周辺（石川県輪島市）の低潮線保全区域巡視を実施

北陸地方整備局では、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づき、低潮線保全区域※における人為的な損壊行為等の制限行為の有無、自然侵食等による地形変化の有無等を確認・把握することを目的に巡視を実施しました。

今年度の巡視の結果、制限行為や大きな地形変化等は確認されませんでした。

《低潮線保全区域巡視の概要》

■巡視実施区域

わじまし あままち へぐらじま おおくろせ
石川県輪島市海士町舢倉島大黒瀬周辺
同 へぐらじま こぜ
舢倉島小瀬周辺

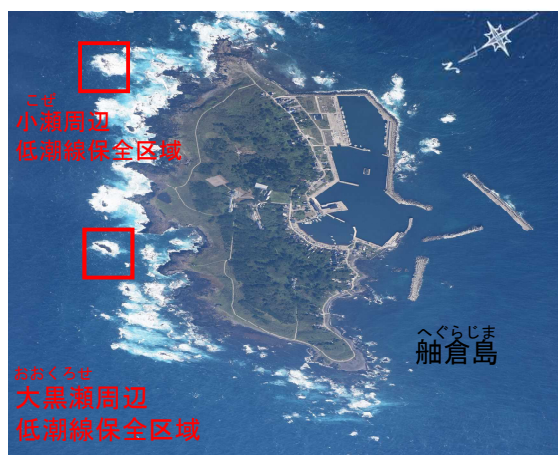
■巡視実施日時

令和2年10月 6日（火）
舢倉島上空10時50分～11時40分

■巡視方法

北陸地方整備局保有の防災ヘリコプター「ほくりく号」により、職員が上空より目視にて巡視。海面約1,000フィート（約300m）及び500フィート（約150m）から、機内より写真撮影を行うとともに、ヘリ登載カメラより垂直写真の撮影を実施しました。

【低潮線保全区域】



【※低潮線保全区域とは】

- ・排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線（水面が最低水面に達した時の陸地と水面との境界）等の周辺の水域で、保全を図る必要がある区域として政令で定められたものをいう。
- ・北陸地方整備局管内で低潮線保全区域が設定されているのは、今回巡視を行った舢倉島の2区域です。

同時発表記者クラブ

管内各県記者クラブ

問い合わせ先：

国土交通省北陸地方整備局 電話 025-280-8880（代表）

河川部 河川管理課長 渡邊（内線 3751） 河川保全専門官 酒向（内線 3524）

水政課長 齋藤（内線 3551） 水政課長補佐 中西（内線 3552）

低潮線保全区域 巡視状況写真①

おおくろせ

大黒瀬周辺（政令別表 1 4 0）

おおくろせ

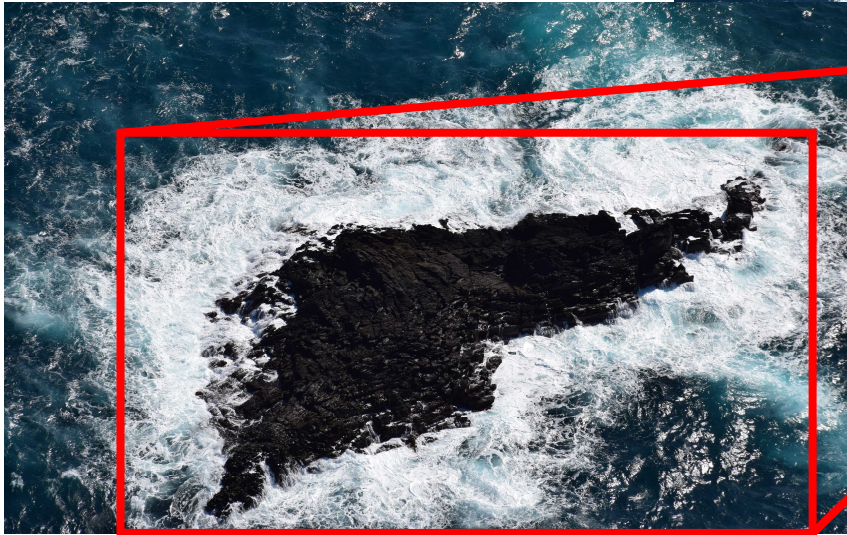
大黒瀬周辺

低潮線保全区域



へぐらじま
舩倉島

令和2年10月6日撮影



500フィート（約150m）上空より 令和2年10月6日撮影

低潮線保全区域 巡視状況写真②

こぜ

小瀬周辺（政令別表 1 4 1）

こぜ
小瀬周辺

低潮線保全区域



へぐらじま
舩倉島

令和2年10月6日撮影



500フィート（約150m）上空より 令和2年10月6日撮影

注1)  は、状況写真に低潮線保全区域の概ねの位置を示したものである。

注2) 政令別表とは平成23年5月30日政令第158号中の別表をさす。

低潮線保全区域 巡視補足資料

■巡視位置



■日本の領海等概念図 (出典:海上保安庁海洋情報部HP)



■巡視実施状況



(職員の見視による確認・写真撮影)

■当日の触倉島の全景



(令和2年10月6日撮影)